

指定介護老人福祉施設運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人済昭園が設置経営する指定介護老人福祉施設済昭園・清涼館（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者その者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、杵藤地区広域市町村圏組合（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム済昭園・清涼館
- (2) 所在地 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 7 7 番地

(入所定員)

第 4 条 施設の入所定員は50名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第 5 条 施設に次の職員を置く。

- 一 施設長 1 名
- 二 事務員 1 名以上
- 三 生活相談員 1 名以上
- 四 介護職員 16 名以上
- 五 看護職員 2 名以上
- 六 機能訓練指導員 1 名以上
- 七 介護支援専門員 1 名以上
- 八 医師 2 名（嘱託医 内科 1 ・精神科 1）

- 九 管理栄養士 1名
- 十 栄養士及び調理員 4名以上

2 前項に定めるものの他、利用者の処遇上必要と認めるときは、職種の定数を上回る職員を置き、又は一部職種については兼任又は兼務することができる。

(職務)

第 6 条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- 一 施設長（管理者）
施設の業務を総括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長（管理者）の職務を代行する。
- 二 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- 三 生活相談員
入所者の入退所、生活相談及びサービスの企画立案、実施に関することに従事する。
- 四 介護職員
入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- 五 看護職員
医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。
- 六 機能訓練指導員
入所者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。
- 七 介護支援専門員
要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入所者の生活相談及びサービスの企画立案、実施に関する業務に従事する。
- 八 医師
入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。
- 九 管理栄養士
入所者の栄養状態の維持及び改善と口腔衛生の管理等の業務に従事する
- 十 栄養士及び調理員
栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(事務分掌)

第 7 条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第 8 条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 職種代表者会議
- (2) ケアカンファレンス

- (3) 給食会議
 - (4) その他施設長が必要と認める会議
- 2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料 (利用料等の受領)

- 第9条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入所者から受けることができる。
- 一 居住費
 - 二 食費
 - 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 四 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 五 金銭管理、行政機関等への事務等事務手続料
 - 六 理美容代
 - 七 その他、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの。
- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

- 第10条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入所者その者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は、告示上の額と同額の利用料で、各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

- 第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込書の同意を得るものとする。

(受給資格の等の確認)

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(入退所)

第13条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及び家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

8 施設は、入所者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第15条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第17条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望、入所者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入所者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入所者に対して、説明し、同意を得るものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入所者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第18条 施設は、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じてその者の処遇を妥当適切に行う。

- 2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善と口腔衛生の管理を行い、入所者の状態に応じた栄養管理と口腔衛生の管理を計画的に行う。
- 4 施設職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 5 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 6 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第19条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は入浴又は清拭について、1週間に2回以上、その心身の状況に応じて、適切な方法により行う。

3 施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつは適切に随時取り替えるものとする。

5 施設は、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

7 施設は、入所者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第20条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮し適切な時間に提供する。

2 食事の提供は、入所者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

(相談・援助)

第21条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第22条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行う。

2 施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第23条 施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第24条 施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入所者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りでない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第25条 施設は、入所者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入所することができるものとする。

(入所者に関する保険者への通知)

第26条 施設は、入所者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第27条 施設は、入所者に適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

第5章 施設利用に当たっての留意事項

(健康保持)

第28条 入所者は努めて健康に留意すること。

(面会)

第29条 入所者に面会を求める者は、その旨を施設に届け出るものとする。面会者が宿泊する場合は、必ず施設の許可を得るものとする。

(外出及び外泊)

第30条 入所者は、外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出先、外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設長に届けて、その同意を得なければならない。

(施設内禁止行為)

第31条 入所者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 指定された場所以外での喫煙及び火気の使用
- (2) サービス担当職員又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような行動、宗教活動、政治

活動、営利活動を行うこと

(3) その他決められた以外の物の持ち込み

(損害賠償)

第32条 入所者は、施設、設備、器具について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当額の代価を支払うものとする。

2 損害弁償の額は、入所者の収入その他の事情を考慮して減免することができる。

第6章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第33条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第34条 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入所者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

2 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第35条 非常災害に備えて具体的計画を策定し、避難、救出その他必要な訓練を定期的実施する。

(1) 消火、避難警報その他防火に関する設備、及び火災発生の際のある個所の点検。

(2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等の実施。

(3) 前各号に掲げる事項の実施については、管理者が定める。

第8章 虐待防止に向けた対応

(虐待防止に向けた体制等)

第36条 管理者は、虐待発生の防止に向け、本庄各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者はこれらの措置を適切に実施するための専任の担当者を置くこととする。

(1) 高齢者虐待防止委員会を設置し、担当者を置く。

(2) 高齢者虐待防止委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本高齢者虐待防止委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施することも可能とする。

(3) 職員は定期的に高齢者虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、担当者は管理者へ報告のうえ、

速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに高齢者虐待防止委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

第9章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第37条 施設は入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理、感染症対策等)

第38条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行う。

(業務継続に向けた取組の強化)

第39条 施設は、感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から業務継続に向けた計画等の策定、研修、訓練（シュミレーション）の実施等を行う。

(協力病院等)

第40条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、協力医療機関と協力歯科医療機関を定める。

(掲示)

第41条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第42条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により入所者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第43条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指

定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第44条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第45条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

第10章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第46条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第47条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 2 平成14年 4月 1日一部改正
- 3 平成15年 2月22日一部改正 平成15年4月1日より施行
- 4 平成17年 3月29日一部改正
- 5 平成17年 9月30日一部改正 平成17年10月 1日より施行
- 6 平成27年 7月25日一部改正 平成27年 8月 1日より施行
- 7 令和 6年 3月23日一部改正 令和 6年 4月 1日より施行